

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-4
許認可等の種類	完成検査			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第15条			
許認可等の概要	火薬類の製造施設及び火薬庫は完成検査を受け、基準に適合していなければ使用してはならない。なお、これらの変更も同様である。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任) 地域振興局長			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁10日)			
期間の制定根拠	過去の実績			